地域支援

事

業

認知症施策の推進

- ・認知症サポーターの養成
- ・認知症初期集中支援チームの 活動
- ・認知症カフェの推進
- ・認知症ケアパスの周知・活用など

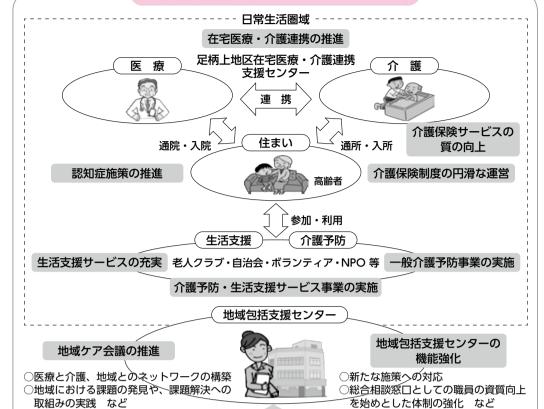
一般介護予防事業

- · 介護予防把握事業
- · 介護予防普及啓発事業
- · 地域介護予防活動支援事業
- · 一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動 支援事業

介護予防・ 生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス (第1号訪問事業など)
- ・通所型サービス(第1号通所事業など)
- ・その他の生活支援サービス
- ・介護予防ケアマネジメント

地域包括ケアシステムのイメージ



町の役割 運営方針に基づく指導・事業評価、地域ケア会議開催指 導・支援、介護予防・日常生活支援総合事業の実施など

地域包括ケア体制の整備の推進に併せて、地域包括支援センター の機能強化も図ります。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

介護保険料は基準額をもとに決められます。

介護保険制度では、介護サービスを提供するのに掛かる費用のうち、23%を1号被保険者(65歳以上の高齢者)の保険料で賄うことになっています。

特別な事情がないにもかかわらず保険料の滞納が続く場合は、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来ならば1割または2割である利用者負担が3割になったりする措置が取られます。保険料は必ずお納めください。

第7期介護保険料の<u>基準月額は</u> 5,100円です

所得段階	対 象 者	割合	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非 課税の人、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	2,550 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	3,825 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 120万円を超える人	基準額×0.75	3,825 円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	4,590 円
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税 年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	5,100円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.20	6,120 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円 未満の人	基準額×1.30	6,630 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円 未満の人	基準額×1.50	7,650 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 360 万円 未満の人	基準額×1.60	8,160 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 360 万円以上 695 万円 未満の人	基準額×1.70	8,670 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 695 万円以上 900 万円 未満の人	基準額×1.90	9,690 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 900 万円以上の人	基準額×2.00	10,200 円